

令和8年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和8年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和8年3月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	水ノ江晴敏
2番	山口秀信	9番	亀元公一
3番	高橋恵司	10番	岡田選子
4番	中山恵	11番	井手幸子
5番	廣瀬猛	12番	住吉浩徳
6番	名倉亮介	13番	近藤進也
7番	松野俊子	14番	垣内美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 3 月 定例会
(第 1 回)

第 2 回継続会

本会議 会議録

令和 8 年 3 月 9 日

水 卷 町 議 会

令和 8 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 2 回継続会 会議録

令和 8 年 3 月 9 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 1 回水巻町議会定例会第 2 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、山口議員。

総務財政委員長（山口秀信）

3 月 6 日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたのでご報告いたします。

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決しました。

議案第 4 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 7 号）については、賛成全員で可決しました。

議案第 5 号 水巻町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 6 号 水巻町一般職職員等の旅費に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 7 号 水巻町行政手続条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 8 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で可決しました。

議案第 9 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

3月5日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので御報告いたします。

議案第4号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第7号）については、賛成全員で可決しました。

議案第10号 水巻町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定については、賛成全員で可決しました。

議案第11号 水巻町立学校の施設の開放に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第12号 水巻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、賛成全員で可決しました。

議案第13号 水巻町保育所設置条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第14号 町道の路線認定については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第2 議案第1号

議 長（白石雄二）

日程第2、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい井手議員。

11 番（井手幸子）

11番、井手です。

議案1号については、委員会でも賛成をいたしました。もちろん、これは賛成することには変わりはないのですが、今回の人事院勧告について、ちょっと問題点を一つ指摘しておきたい

と思います。

今回の人事院勧告は、今物価の高騰に対して見合わない勧告となっていることです。35か月連続の物価上昇には到底見合わず、実質賃金の減少に歯止めをかけるものにはなっていないということを指摘いたしまして、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第2号

議 長（白石雄二）

日程第3、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第3号

議長（白石雄二）

日程第4、議案第3号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。井手議員。

11番（井手幸子）

議案第3号について反対の立場から討論を行います。

議案第3号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、本議案は、人事院勧告による国家公務員法の改正により、本町の特別職の期末手当の支給月を0.025か月分引き上げるというものです。さきの1、2号議案については、物価高騰の中で、現役世代である一般職等の給与を引き上げるとは、経済の好循環と生活防衛のために必要であるため賛成といたしました。

日本は30年もコストカット型経済を進め、非正規雇用を拡大し、日本を賃金の上がない国にしてきた自民党政治の責任は重大なものであります。特に公務員は民間の水準にも届いていません。しかし、第3号については、決して少ないとは言えない特別職の給与を引き上げるとは、到底町民の理解を得られるものではなく、賛成することはできません。よって反対といたします。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第3号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第4号

議長（白石雄二）

日程第5、議案第4号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第4号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 陳情について

議長（白石雄二）

日程第6、陳情について。本日までに受理した陳情は、お手元に配布の文書表のとおり、総務財政委員会に付託しましたので報告申し上げます。

日程第7 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第7、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。井手議員。

11番（井手幸子）

11 番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

まず初めに、高松町営住宅 1 号棟から 10 号棟の用途廃止についてお尋ねをいたします。

昨年 12 月議会の総務財政委員会で、高松町営住宅利便性向上事業について住宅政策課から報告がありました。その内容は住宅が高台にあることからの利便性の向上、また、住棟の老朽化対策として、1 号棟から 10 号棟を用途廃止するというものです。そこでお尋ねをいたします。

(1) 用途廃止はいつ頃から検討されていきましたか。途中経過について議会への報告はありませんでした。住民の代表である議員に、当然報告すべき内容だったと考えますが、いかがですか。

(2) 同じ団地内においても住替えは、居住者にとっては大きな負担となるものです。特に 1 棟から 10 棟は、居住世帯が少なくなったとはいえ、古くから住まわられている世帯が多く、コミュニティが確立しています。まず、当事者である居住者に用途廃止、住替えの意向を説明することから始めるべきではないでしょうか。町の意向を説明した上で、住替えに納得してもらい、その次に要望に沿った住替えにつなげるという住民本位の町の丁寧な姿勢が最も重要と考えます。居住者にまだ何の説明もしていないのに、町の方針に従わせる結果となることは避けなければなりません。どのような居住者本位の手順を取られたのか、お尋ねをいたします。

(3) 住替えに際し、移転補償費や空き住宅の改修等は、町が負担することになっていますが、外灯の電気代など住棟によって多少差があると聞いています。住替えによる居住者の新たな経済的負担は、町が補償すべきと考えますが、いかがですか。

2 つ目に、自治会活動継続のための支援についてお尋ねをいたします。

かつては豊かな地域コミュニティが形成されてきた本町ですが、人と人とのつながりや絆、助け合いの大切さなどの地域コミュニティの形成が大変難しい現状の下で、高齢化と担い手不足等により自治会を存続できない状況が生まれています。しかし、町内の急速な宅地造成等により、本町の若い世代の移住定住策は効果を上げており、地域の中に担い手となる若い継承者は増えています。15 歳から 39 歳の社会増減数はプラス、2023 年では 45 歳から 49 歳、25 歳から 39 歳も社会増です。価値観や生活形態の多様化等もあり、当然、これらの方々に自治会活動を強制することはできません。

そこで、本町のまちづくりの根幹となる「第 3 期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 4 つの政策目標の 1 つは「健やかで支えあい、居心地のいい町にする」です。その具体的な施策は、「協働による町づくりの推進」です。新しく若い方々の転入が増加している今だからこそ、この政策目標に向かって努力することが求められていると考えます。新しい若い居住者の方々の持つ力を地域に生かし、本町を支え合える、居心地のいい町にしていきたいと考えます。そのために、町が自治会活動への支援を抜本的に強めることが求められると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 町の総合戦略には、さきの政策目標を実現するための主な取組として「自治会活動の支援」とあります。自治会活動の支援につながる施策の実施を年 1 回以上、毎年行うことを目標としていますが、今年度を実施した施策はどのようなものか、お尋ねをいたします。

(2) 自治会加入者の減少は全国的な課題であり、全国各地で様々な努力と取組が行われています。次のような町が行う支援について、見解をお尋ねいたします。

- ①コミュニティ支援員の配置
- ②高齢化地区の広域化調整
- ③新住民向けの交流イベントの共催
- ④デジタル化のサポート

最後に、中央公民館等へのWi-Fi環境の整備について、お尋ねします。

町長公約でもあるこの課題について、我が党の2022年9月議会の一般質問において、町長は「公約にも掲げており、水巻中央公民館に優先的にWi-Fi環境の整備を進めていきたい。必要な設備や運用方法等について検討している段階で方針が決まり次第、予算措置を行う」と答弁しました。

当時の担当課長は、「公約ですから任期中には実施しますが、いち早くしないといけないとは思っていません。平時にも利活用できる、いつでも使える公共Wi-Fiにすれば、小中学生がスマホで朝からゲームをすることなども考えられ、避難所としてどういうシステムを組むべきか、まだ固まっていません。運用方法を固める時間をください。周辺の設置実態を見たときに、優先順位を考えて進めなければならないと思います。今年中に付けるのは厳しい。勉強させてほしい。防災には予算を多く使っています。Wi-Fi整備は、当然行いますのでお時間をください。」と答弁されました。

あれから3年半が経過し、公約に掲げた町長の任期は過ぎ、次の任期が始まっています。運用方法もシステムも当時より格段に進化し、十分に勉強されたことと思います。早急に整備することを求めますが、いかがですか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、高松町営住宅1号棟から10号棟の用途廃止についての御質問にお答えします。

まず1点目の、用途廃止はいつ頃から検討されていきましたか。途中経過について、住民の代表である議員に報告すべき内容だったと考えますがいかがですかとお尋ねですが、これまでの議会答弁及び行政報告の内容と重複するところもありますが、今日までの経過を踏まえながらお答えいたします。

高松町営住宅1号棟から10号棟は、建設から半世紀以上経過した住棟であり、高松町営住宅の中でも初期の頃に建設された住棟となっています。そのため、各住棟の経年劣化による損傷は著しいものとなっており、特に住替えの先行事業区としている同住宅の5号棟は、外壁等にクラックが発生し、入居者の居住にも影響が出始めています。さらに、同住宅の1号棟から10号棟は、他の町営住宅と比べ高台にあるため、入居者の皆様にとって高低差のある移動を余儀なくされ、利便性が著しく悪いことから、改善を求める要望を多くいただいております。

以上、2点以外にも様々な声をいただいております。今後の在り方については、本町における重要な懸案事項であったことから、議員の皆様にも当該住棟の現状と入居者の皆様の住環境の改善

の必要性について、令和3年6月議会の答弁等でも述べさせていただいており、その後慎重に検討を進め、ようやく方向性が固まりましたので、令和7年12月議会の行政報告において、実施を予定している事業内容等を御報告させていただいたところです。

次に2点目の、住替えは入居者にとっては大きな負担になるものです。町の方針に従わせる結果となることを避け、当事者である入居者に丁寧な説明を行い、納得してもらうことが重要です。どのような居住者本位の手順を取られたのかとのお尋ねですが、先ほども申しましたように、当該住棟にお住まいの入居者の皆様には、住棟の経年劣化に伴う不具合と立地上における問題などで、大変御不便をおかけしています。本町においては、当該住棟のこれらの問題について、以前より懸案事項として検討を進めてまいりましたが、ようやくその方向性が固まり、高松町営住宅利便性向上事業推進のために必要となる予算を令和8年度一般会計予算に計上させていただきました。

御指摘のように、本事業に伴う住替えは、入居者の皆様にとって御負担となることから、対象となる入居者の皆様に事業の内容などについて、十分に御説明させていただいた上で、御納得いただく必要があると考えております。そのため、本議会において関連する予算の議決をいただきましたら、先行事業区である5号棟にお住まいの入居者の皆様に対象とした説明会を早い段階で実施する予定としています。特にこの5号棟については、経年劣化による損傷が著しいため、入居者の皆様に丁寧な説明を十分に行った上で、できるだけ早期に住み替えていただけるよう、努めてまいりたいと考えています。

最後に3点目の、外灯の電気代など住棟によって多少差があると聞いています。住替えによる居住者の新たな経済的負担は、町が補償するべきと考えますがいかがですかとのお尋ねですが、令和8年度から実施を予定している高松町営住宅利便性向上事業では、住替えに伴う入居者の皆様の御負担が軽減されるよう、移転補償費の支払いや住替え先の空き住戸に浴槽、給湯器を設置する措置などを予定しています。また、退去する際に御負担いただいている退去費用についても、免除する方向で事業の実施を検討しています。

また、外灯などの共有部分の電気代などについても御指摘をいただいておりますが、そもそも各住棟の共有部分の管理は、公営住宅法に規定されています「入居者の保管義務等」に基づき、各住棟にお住まいの入居者の皆様が共同で管理していただくことを原則としています。このため、共有部分にある電灯などの電気代等の共益費については、入居者の皆様全員が公平に御負担いただき、お支払いしていただく必要があることから、本町においては、それぞれの町営住宅内にある自治会や組内などが共益費を入居者の皆様から徴収し、電力会社にお支払いいただいていると聞き及んでいます。

しかし、自治会の区長などからの聞き取りによると、住棟内の共有部分の電灯の消し忘れ等により、住棟間で電気料金の差が生じていることや入居者が電気代等の共益費の支払いに応じないなどで共益費の徴収が困難となっているなど、様々な問題が発生しているとのことでした。

本町としましては、共益費の支払いについて、入居者の皆様に御協力と御理解をいただけるよう、チラシなどを活用して、この課題の解決を図るための啓発を行っていくとともに、今後の共益費について、他の自治体の動向を参考にしながら取扱いについて検討をしております。

次に、自治会活動継続のための支援についての御質問にお答えします。

自治会は、同じ地域に住む住民同士で自主的に組織された団体で、地域住民が協力し、支え合いや交流を通じて、安全・安心な地域生活を維持する役割を果たしています。具体的には、住民同士の親睦・交流を深める活動をはじめ、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災など、住みよいまちづくりの構築や地域課題の解決に自主的に取り組まれています。

しかし、高齢社会の進展、就業年齢の延長、共働き世帯の増加などの社会的背景から、自治会加入率の低下や役員の担い手不足などは全国的な問題となっており、本町の多くの自治会も同じ問題に直面しています。

本町の直近3年間の自治会加入率ですが、いずれも4月1日時点の住民基本台帳の世帯数を基に算出した数値で、令和5年度が55.9%、令和6年度が56.0%、令和7年度が54.7%と減少傾向にあります。また、同一住所を1世帯とみなした、より実態に近いと思われる加入率についても、令和6年度が64.9%、令和7年度が63.7%となっています。

これらの問題に対しては、各自治会で様々な工夫や努力を重ねて取り組まれているところですが、町内の全ての区長で構成される水巻町区長会でも共通の問題と捉えており、数年前から意見交換や情報共有、事例発表などの場が設けられています。

町としても、転入手続の際にチラシを配布し、自治会への加入案内を継続しているほか、広報みずまきで自治会活動の特集記事を掲載するなど、加入促進や自治会活動への理解を促す取組を行っています。

そこで、まず1点目の、町の総合戦略において自治会活動の支援につながる施策を年1回以上、毎年行うことを目標としていますが、今年度を実施した施策はどのようなものかのお尋ねですが、自治会活動の充実や地域コミュニティの強化を図るため、各自治会が抱える固有の問題、多くの自治会に共通する課題等について、地域と行政が協働し、共に考え、問題解決に向けた支援を行うことを「第3期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「協働によるまちづくりの推進」の取組として掲げています。

令和7年度の町主体の取組としましては、12月の区長会総会の後、全区長を対象に外部講師による自治会活動に関する講演会を実施しました。お招きした講師は、県内外の各所で地域活動に関する講演会やアドバイザーなど、精力的な活動をされており、今回の講演会では、自治会も時代に合わせて柔軟に変化していくことの必要性など様々なアドバイスをいただきました。

また、自治会のデジタル化導入に向けた取組として、自治会役員を対象としたスマートフォン講座を実施しました。詳細につきましては、後ほど、デジタル化のサポートの御質問のところでお答えいたします。

なお、自治会への支援につきましては、総合戦略の目標のみならず、敬老の日や地域住民の健康増進、自治会への加入促進など、自治会の自主的な活動に対する財政的な支援として、全ての地区に地域活動事業助成金を交付しているほか、自治会活動をより円滑に行っていただけるよう自治会の会報や総会資料等の印刷、コミュニティ活動補償保険への加入や区掲示板の新設・修繕、コミュニティ事業助成金の申請などの支援も行っています。

また、自治会運営などについて、御相談いただいた際には、必要に応じて地域づくり課の職員が当該自治会の会議に出席し、自治会の必要性や自治会がなくなった場合の影響等について、御説明させていただくなど地域の実情に応じて個別に支援を行っています。

次に2点目の、コミュニティ支援員の配置、高齢化地区の広域化調整、新住民向けの交流イベントの共催、デジタル化のサポートなどの町が行う支援についてのお尋ねですが、まず、コミュニティ支援員の配置ですが、これは自治会などの地域コミュニティ組織の持続的な運営を支援するための専門職員のことであると考えますが、本町では、区長をはじめとした地域の方からの相談等に対しては主に地域づくり課職員が窓口となり、内容に応じて担当課につないで対応するコーディネーターの役割を担っています。コミュニティ支援員の設置については、今後、導入している先進自治体の事例等を研究しながら、その必要性について検討してまいります。

次に、高齢化地区の広域化調整ですが、高齢化が進む地域においては住民の生活支援や交流の場を確保することが重要であり、複数の自治会が協力し合い、共通の課題に共同で取り組むことで、より効果的な活動ができると考えます。

現在、町では、生活支援体制整備事業として、小学校区単位で自治会長、自治会役員や公民館長、民生委員や主任児童委員、また、学校関係者や福祉会等の関係者の方々などに参画していただく協議体において、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの下、主に高齢者の支援や社会参画の推進を地域で一体的に図ることを目的に自治会の枠を超えた連携の場を設けています。

また、教育委員会が実施しているコミュニティスクールや校区ゾーン事業においても、小学校区単位で児童・生徒の健全育成、地区公民館活動の活性化や世代間・地域間交流を促進しています。

今後もこのような会議体において、それぞれの自治会が抱える課題を広域的に捉え、共同で解決策を見出していけるよう町としても関わりを継続してまいります。

次に、新住民向けの交流イベントの共催ですが、地域に新たに居住される方々との交流を促進することは、地域の一体感を醸成する上で非常に重要であり、特に若い世代の皆様が地域に溶け込み、地域活動に参加することでさらなる地域の活性化が図られると考えます。今後、地域の方から自治会の加入促進や交流を目的としたイベント開催等の御相談がありましたら、町として積極的に御相談に応じてまいります。

最後に、デジタル化のサポートですが、総務省におきまして、令和3年から令和4年にかけて、大学教授など専門的な学識経験者を構成員とする「地域コミュニティに関する研究会」が全6回開催され、地域活動の負担軽減、担い手不足解消などを図るため、自治会活動のデジタル化等について議論がなされ、令和7年3月には「自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック」が総務省から公表されるなど、自治会活動のデジタル化を推奨する動きが国レベルで加速しています。

本町におきましても、自治会のデジタル化導入の一助となるよう、今年度、スマートフォン講座を実施しました。具体的には、自治会役員等を対象に、LINEアプリのオープンチャット機能を使った連絡調整、情報共有や電子回覧板など、自治会活動で利用できる便利な機能をマスターしてもらうための内容です。今年度は、試行的に2回の講座を開催し、希望があった4地区から合計19の方に受講してもらい、受講後のアンケートでは、今後の自治会活動に活用できそうだと、概ね前向きな感想をいただいています。令和8年度につきましても5回分の予

算を計上させていただいておりますので、自治会への支援の一つとして、この講座を継続してまいります。

以上が御質問に対するお答えとなりますが、近年、地域課題が多様化・複雑化する中、地域福祉や防犯・防災など地域の役割は一層重要となり、自治会は行政だけでは実現できない地域共生社会に必要な組織だと理解しております。

また、これからの自治会の在り方を考察する上でも、御指摘いただいた若い居住者の方々の持つ力を地域に生かすことも大変重要だと考えております。

自治会運営の課題については、ライフスタイルや世代間における価値観の変化等により簡単な課題ではございませんが、今後も地域の中核となる自治会が、持続可能で魅力あるコミュニティになるよう、町としても様々な課題について地域の皆様と一緒に考え、必要な支援を行ってまいります。

最後に、中央公民館等へのW i - F i 環境の整備についての御質問にお答えします。

中央公民館等へのW i - F i 環境の早急な整備についてのお尋ねですが、避難所となる中央公民館等にW i - F i 環境を整備することは、スマートフォンやタブレット端末などの情報通信機器から災害時の情報収集や安否確認の手段として大きな役割を果たすことになるといった認識は、令和4年9月議会での答弁から変わりはありません。大規模な災害が発生した際に、避難所に避難している方がスマートフォンなどの情報通信機器を利用して、災害情報などの様々な情報を収集でき、離れた家族などと連絡を取れることは、町民が安心して避難することにつながることから、通信混雑を回避するための手段として避難所にW i - F i が利用できる環境を整備することは、重要な取組であると考えております。

現在のところ、中央公民館を利用している定期利用団体などからW i - F i 整備の要望はありませんが、W i - F i が利用できる環境を整備することで、大規模災害発生時における避難者の方々の利便性は向上します。しかし、それと同時にネットワークへの不正アクセスによる個人情報窃取やコンピュータウイルス配布の踏み台などに悪用される可能性も予測され、総務省が令和5年度に行った調査結果では、利用者の9割弱がW i - F i の利用に不安を感じていると回答していることから、十分なセキュリティ対策を講じる必要があります。

具体的な危険性としましては、同じアクセスポイントを利用する他の人から、閲覧していたウェブサイトやメールなどの通信内容、IDやパスワード、クレジットカード番号といった情報などを他人に盗み見られてしまうことや、無断で端末にアクセスされてしまい、情報の改ざんや漏えい、ウイルスの配布や犯罪に関する書き込みなどに悪用されてしまう恐れがあります。

それらのことを踏まえて、大規模災害発生時の避難所での使用に限定して、W i - F i ルーターを3台購入しております。運用方法としましては、平常時からインターネットにアクセスできる常設型ではなく、大規模災害時に避難所を開設した際に機器を持ち込み、W i - F i ルーターを設置する移動型での運用としています。運用が可能な避難所としては中央公民館、南部公民館、そして福祉避難所となるいきいきほーるで使用が可能な状況になっています。なお、令和6年度には、職員防災訓練を実施し、中央公民館大ホールで実際にW i - F i を持ち込み、接続する訓練を実施しております。

また、検討を進める中で、大規模災害発生時には断線などによる避難所の停電も想定され、

その際にはWi-Fiルーターへの給電やスマートフォンの充電など非常用電源が必要となることから、そういった場面でも使用できる環境の構築も同時に進める必要があると考えましたので、令和6年度に蓄電池を2台、また、国の地域防災の整備に特化した補助を活用し、令和7年度に電気自動車を1台購入し、令和8年度には発電機5台を購入する予算を本議会に提案させていただきます。

また、避難所の環境整備として、トイレの備蓄を進め、国が定める本町の備蓄数4万5,000回分の備蓄数を、令和6年度に携帯トイレ1万8,000回分を購入することで国の基準を満たしています。

このような避難所の住環境の向上を推進しながら、さらなる通信設備の整備手法について検討を重ねていたところ、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、発災後、停電の長期化、土砂崩れ等による伝送路等の断絶、基地局の非常用電源を稼働させる燃料の枯渇等により、携帯電話基地局の停波が多く報告され、通信会社より衛星携帯電話の追加配布など、その他の手段によりサービスの提供が行われました。

また、市役所、町役場のあるエリアの支障に対しては、通信各社が船上基地局や車載型基地局を搬入し、遅くとも1月4日までは通信が復旧したとのことで、通信事業者により様々な方法により早急な復旧が行われております。

さらに、総務省及び電気通信事業者において、令和8年2月に「大規模災害時の被災地域における通信サービス確保のための基本的な対応方針」が公表され、その中で、避難所の支援として、電気通信事業者は、地方公共団体が開設した避難所について、当該地方公共団体からの要請等を踏まえ、通信サービスや充電サービスの提供などを可能な範囲で行うことや、速やかな避難所支援が必要と判断した場合は、電気通信事業者間で連携して活動状況の共有に努め、分担エリアを設定する等により対応することが記されております。

このように、これまでの災害による被害を踏まえ、国や電気通信事業者からの支援といった面的な支援の体制が整うなど、令和4年当時と比較し、災害時の通信に関する環境が大きく変化してきている状況でございます。こういった変化を的確に捉え、今後も避難所の環境整備を行うとともに、既存の機器などについても定期的な訓練を実施することで、災害時に備えてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。井手議員。

11 番（井手幸子）

私は1番目の質問の高松町営住宅について、再質問をいたします。時間がありませんので、ちょっとまとめて質問をいたします。

まず1番目について議会への報告ということで、なかったってことを指摘しておりますけれど、この答弁の中で、令和3年の6月議会で一般質問で答弁をしましたと――。それと昨年12月議会での議会資料での報告ですよね。しかし、この令和6年の一般質問で答弁をしまし

たっているのは、たまたまそういう質問が出たので、答弁をしたっていうことであって、議会にですね——なかったらしなかったかどうか分かんないですけど、その辺をきちんと議会への報告をしていただきましたかったっていうのが1点であります。

そして2番目ですね、居住者本位のね、やっぱり手順を取られましたかっていう質問をしておりますけれど、これに対して、老朽化してる、高台にあるっていう懸念をずっとね、町当局がしてましたと。そして、方向が固まった時点で、まずは5号棟の説明会をしますというふうに答弁をされていますが、私たちが質問をしたのは、その決まる前にですね、居住者に対してどういう要望・要求を聞かれましたか、話を聞かれましたかっていうところをちょっと答弁していただきましたかったものです。

私も担当課のほうから、令和6年の6月に居住者に対して、アンケートを取ったっていうちょっと報告書をいただきましたけれど、これを見てみますと、かなりやっぱり丁寧にされてるんですよね。意見を聞いたり、どうですかっていう意見を聞かれてるので、このアンケートを議会で、「こういう結果でした。だからこうしようと思います」という方向性の報告があったのでしょかっていうのをお尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

はい。井手議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目なんですが、議会への報告の件について言われましたけども、まず先ほど申しましたように、これは冒頭の答弁でもありましたけども、ずっと懸案事項として町のほうが検討を進めていたところなんです。

これはなぜかと言いましたら、答弁でもあったように入居者の方から、例えば不具合の関係、大きな水漏れがあったとかですね、あとは住棟の不具合、先ほど言いました外壁等の落下の危険性とか、あとは高台にあるのでとにかくもう年を取ったので、かなり不便を感じているとか、そういった様々な声をいただいたことから、住宅政策課としてはそれを懸案事項としてずっと検討を進めてまいった次第となっております。

その内容について、こういったことがありましたよということで、水清会さんの質問ですかね、そのときに触れさせていただきましたし、あとは、令和6年12月議会ですかね、こちら既存ストック活用可能性調査のときの行政報告の中でも、1棟から10棟の内容について書かせていただいております。それから昨年12月に行いました、この利便性向上事業の行政報告の中でも報告させていただいた次第になっております。

あとそのほか、手順のこと言われましたけども、これも先ほど言いましたように、入居者の方から様々な要望をいただいていた、先ほど議員が御指摘のアンケートも取りました。そういったことを踏まえて、ようやくこの時点で、こういった方向でやっていこうということがまとまったので、昨年の12月議会に、まず議員の皆様へ御報告をさせていただいて、令和8年度の予算が通った時点で、当然住民の方に丁寧に説明をしていって、納得していただく、そして事

業を進めていくということなんで、決して入居者のことをないがしろにした事業ではないということをお答えさせていただきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

1 番目の議会への報告の中で、この令和 6 年 12 月に、今、既存ストック云々という報告をした——これはこのアンケートの内容が入っていたのでしょうか。

ちょっともう 1 つ質問あるんですけど、3 番目の電気代についてですね。やはり居住者の方の御意見とかを聞いてみますと、確かに上のほうは住みにくい、替わりたいていう、移りたいという人も 6 割とか結構高い数字が出てますけれど。ただ町の都合と言いますか、こういう事業を実施するために、すいません移ってくださいって言われたときに、電気代って多分その棟によって、いろいろ差があるんじゃないかとちょっと聞いてるんですけど。それまで——要するに町の都合というか、事業をするために引っ越しをしたのに、僅かと思うんですけどね。それを負担しないといけないのかっていうような、ちょっと御意見を伺ったんですけど、いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

はい。まず 1 点目のアンケートの内容が 12 月議会の行政報告に反映されてるかということの御質問ですが、こちらのほうは反映された中で、まとめた形で書かせていただいております。

あともう 1 点、共益費の関係、電気代等の共益費なんですけども。これ公営住宅法の第 27 条ですかね、入居者の保管義務というのがありまして、共用部分は入居者が責任を持って保管しなければならないというふうな規定があります。そういったことで、例えば身の回りの草刈りとか、本来ならばですね、あれは入居者の方が本来はやっていただく必要がある内容になっています。

あと電気代のほうですけども、これは区長さんのほうからいろいろお聞きした内容なんですけど、住棟によっては昼間でも電気を付けっ放しにしているというふうな住棟があるようです。そのことで、ある住棟では電気代が高くなってとか、そういった差が生じていますので、それをどうするかというのを今後ですね、答弁にもありましたように、入居者の皆様に共益費の支払いの御協力についてですね、あと設備の関係とかですね、そういったチラシを作りまして、入居者の皆様に啓発を行って御協力をお願いしていこうというふうに考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

10 番（岡田選子）

高松団地のことはですね、やっぱり何が一番大事かっていうと、アンケートを取りましたよね。それは丁寧にとったかだと思います。それで、そのときに移転しなければならないっていうようなことについて、アンケートを取っていたかどうか。結果的に老朽化してるのはそれは分かります。でも老朽化は、今まで手当てしなかったから老朽化してるわけですよ。だから、一番私たちがこの移転の問題で大事だなと思うのは、本当にコミュニティができてる中でね、空いてる住戸にこれから入っていただくって言ったときに、コミュニティは壊れるわけですよ。

だから、老朽化してる、そして長寿命化でエレベーター付けることはもう、それはもう当然大賛成です。けれども移転してもらおうっていうことは、そこに住む人たちの中では、ある程度想定内のことだったのかどうかね。

こういう状況だから、移転していただきますって丁寧に説明してもそれは住民本位じゃないんですよ。住民の皆さんが、移転させていただけますかって言うように、移転に対してこういうことでどうでしょうかっていうことを、まず町民の人に聞いてから事業を進めるっていう姿勢じゃなければ、町がこういうふうに進めたいので丁寧に進めますって言ったら、結果的にはそれを押し付けてるのと一緒ですよ。

そうでしょう、今いろいろ軍事基地化の問題でもそうでしょう。国が決めたことをどんどん地方自治体に押し付けているだけですよ。丁寧に説明もしないともありますけどね。丁寧な説明は、その後決まってからはされても、決まってから説明したんじゃ、もう決まってるんですよ。いや応なく嫌でも出ていかないといけないんですよ。だから、そのする前に移転していただくようなことはどうですかねっていう住民の皆さんのその気持ちをしっかり聞いてから次のステップに進むっていう、その住民本位の姿勢がないと、それが一番町としては大事なんじゃないかということを私たちは言いたいわけです。いかがですか。町長。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

住民本位、大切だと思っております。しかし、予算も伴いますし、いろんな今、課長が述べたように、今日までの町営住宅の歴史もあります。それともう一つは、長寿命化の中で公共の施設、例えばこの庁舎も 40 年なって外装に 2 億、今年、令和 8 年かけます。

そういう時期に来てるときに、やはり高松団地の外装の分が令和 7 年で一応終わりましたので、次に、やはり 1 棟から 10 棟の問題をかねてより検討していたわけですけど、政策会議に昨年かけまして、この 1 棟から 10 棟どうするかというときに、やはり住替えをしていただいて、1 棟から 10 棟の経年劣化、それから高台ということと、また建物自体の階段もなかなか不便なところがありまして、そういういろんな総合的なところで、やはり町としては 1 つの方針を決

めてやらないと、住民本位に——先にそれじゃ、住民の方がこれ嫌だと言われたらできないかと——。それは、またいかがなもんかと思います。卵が先か鶏が先か分かりませんが、やはり町として1つの事業をやっていくということは、予算も伴いますし、住民の皆さんの意向を聞かないって言ってるわけやない。しかし、やはりある程度、政策会議をかけて町の方針を決めて、そして予算化して、そして住民の方に移転の負担をしますよって——。

吉田の住替えと同じようなことになると思うんですけど、丁寧に住民の方にですね——住民の方も分かっていたらと思うんですよ。高台ですよ、それを下に降りていくと、そしてそこにエレベーターを付けてですね、今よりも住環境よくなるわけですよ。

劣化するような所に私たちが住替えしてくださいと言えば、それは反対もあるでしょう。しかし、今よりは良くなると、高台じゃなくて、エレベーターも付いて、そして風呂等もやると、吉田のようにですね。吉田の住替えで、私はそんなに不満を聞いたことはないと思います。

今回もそれは確かに住民本位でね、皆さんに十分、だから今から十分にですね、住民の皆さんの意向も聞いてですよ、しかし、それはもう、すぐ今の1棟から10棟は、特に5棟は危ないというところまできてるから、特に私としては早くこの令和8年に、皆さんの議決をいただいたら一番に住民の方に説明をして、いち早くですね——何かがあった後じゃ遅いじゃないですか。

だから、安心・安全のまちづくりの第一歩としては、やはり町営住宅の5棟をですね、何とか住んでる方に了解、理解をしていただいて、危ないんだということで、住替えをしていただくというふうに考えて——今、共産党の議員の皆さんが、この住民本位の施策じゃないんじゃないかと——。それは私は違うと思うんですよ。住民の皆さんのことを思って、安心・安全を思ってですね、私のほうは、やはりもう経年劣化が続いて、もう40年、耐用年数を過ぎてるわけですよ、1棟から10棟まで。そういう中で、少しでも早くできるところからやっていきたい。そして政策会議もかけてですね、きちっとこうして議会の皆さんに御説明をさせていただいてる。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

方針を決めて一定程度進むっていうのは、それは分かります。美浦町長のこれまでの3期の施政のやり方を見てますと、やはり町有地はどんどん利活用して、経済活性化して、有効利用して、そこをまた、この高松団地1棟から10棟までって高松団地の2分の1の広さありますよね。この2分の1の広さを、山削ったり何かどうにかすれば、また良い住宅地もできるかもしれませんよ、そりゃ。そうなのかなというふうに私も想像はいたしますが。

でもやっぱり今住んでる人たちは、もう何十年とあそこに住んでるんですよ。だからね、不安すごく持たれてる方もいる、みんな元気ハツラツな人ばかりじゃないですよ。本当、高齢者もいる、精神的な障がいを持たれてる方もいる、もういろんな方がいる中でね、そのコミュ

ニティの中で何とか生きて生活してきたわけですよ。そこをね、空いてるところに移ってくださいよっていうのはね、なかなかもう本当にこのニュース聞いただけで、もう精神的にまいったような方もいらっしゃるし、本当にどうなるんだろうかと、周りの御近所がいたから自分は生きてこれたんだっていうね、そういう方もいらっしゃるんですよ。

だからね、政策、確かに間違っていないかもしれないですけど、町営住宅を削るっていうか、水巻は約14%の公営住宅率があるから、よそより多いから減らしてもいいんだっていう考え方が基本にあるんだと思いますけど。やはりね、公営住宅あることはいい町なんですよ。誰にもやさしい町なんです。

ですからね、やはり何か決めるときには、やっぱり住民の意向をまず聞く、それから方針を決定していただかないと、そこの住民の気持ちはないがしろされるわけですよ、結果的には。仕方ないから、移転しないとイケないんですよ、結果的に。そういうことをやっぱり考えてから、これからどの方針もね、基本方針も政策のときには、十分住民にとってどうなのか——それは見たら新しいきれいになるなってね、エレベーターも付いてね、バリアフリーになった住宅になるからいいですよ、トイレもきれいにしますよ、お風呂も付けますよって言ったときには、それはいいかもしれんけど、それはね、こっちの言い分であって、相手方の気持ち、その住民の気持ち、これが一番大事だと私は思いますので、そういうことを忘れないでこれから方針を決定をしていただきたいと思います。

はい、次。なんですかね。自治会の問題です。

本当に今、大変ですね。私がこの自治会の支援についての一般質問しようと思ったのは、やはり自治会が消滅するという、解散するという話もいろいろ伺いました。それとあと、やはり新しい若い世代が町に入ってくる中で、その人たちがやはり、もともとその地域に住んでいる方々と、どうやってこう交流ね、うまくコミュニケーションを取っていい地域社会、いいコミュニティをつくっていくかっていうのは、これ水巻にとって本当に大事なことだと思うんですよ。

もう、御近所に挨拶にも来ない、家建てても挨拶にも来ないとか、狭い頃末南のほうとか吉田西のほうとか狭い農道しかない中で、大きなワゴンの、若い人たち大きい車乗ってますが、それでどんどんビューンって突っ走ってくる。もともと住んでた高齢者の人たちは軽自動車です。隅っこのほうでよけたり、怖い思いをしながら運転してる。これじゃ地域のコミュニティが形成できませんよ。

どんどん、どんどん新しい人が入ってきたときに、その人たちをいかに地域の中に入れていただくか。コミュニティのある、この小さな11キロ平方しかないこの小さなこの水巻町をどう居心地のいい——居心地いいって、個人が居心地いいじゃなくて、地域社会として居心地がいい町が本当に居心地が良い町だと思うんですよ。隣の人と喧嘩してたら居心地悪いですよね。だから、そういうコミュニティ、地域社会をつくる、居心地のいい町を私はつくりたいと思ってるんです。

だからそのために町ができることは何かと。そのために、この例えばコミュニティ支援員っていうのをきっちりその自治会に張り付かせて、予算を付けて、今はコーディネーターみたいな感じで地域づくり課の方たちが入って行ってくださるみたいですけど。そうじゃなくて、も

う何か自治会オンリーの担当者をきちっと張り付かせて、その自治会、自治会の今抱えている課題をしっかりと一緒に解決していく。そういう方向性とかが取れないかなというのを考えたりしました。どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

岡田議員の再質問にお答えをいたします。

自治会運営に関しては、非常にやはり今、ライフスタイルの多様化、それから価値観の違い、それからデジタル化の進展、それに伴って個人個人のやっぱり考え方がかなり変わってきてる中で、ひとつ地区としてひとくりにするのは大変難しい状況というのがあるというのは理解をしております。それは多分共通認識を持っていただいているのかと思います。

その中で支援員ですね、先進地でそういった取組をやられてるところもございまして、ちょっとインターネット等で情報の収集はしてみたんですけども、いくつかの自治体でやるところがあると——。端的に言うと、今言われたみたいに自治会に張り付いて様々な悩みとか課題解決に伴走型で取り組むというようなところでやられてるところもあります。

水巻にその支援員をというようなお話だと思うんですけども、まずその張りつく職員、職員というかその方が、やはり地域コミュニティに対してかなりの知識と経験を持った方っていうところも前提として出てきますし、具体的にどういう取組が相談内容、伴走型支援ということで聞いた中で、どういった解決策までつながっているのかとかいうところも含めて、ちょっと先進自治体の事例というのをもうちょっと研究しながら、答弁にもありましたとおり検討してまいりたいというふうに考えております。今すぐということではないということですが、そういった考え方を持ってるところでございまして。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

10 番（岡田選子）

いろいろそういう、出雲市とか条例をつくったりとかね、地域づくりを進めるということで、条例をつくって、まあ条例つくって書いたからってどうということないと思いますけど、そうやって真剣に取り組むんだという市の姿勢は示しているようなところもあります。

それで私もいろいろ日本福祉大学の先生たちが研究している地域福祉のそういう論文もちょっと読ませていただきました。やはり今ですね、町長が目指す本当に安心・安全で居心地のいい町のためには、その本当コミュニティって大事なんです。でないと何か今でも私もいろんなことを相談を受けますけど、御近所の新しい人とのトラブルとかもあるんですね。

だから、それじゃあどんどん、どんどん新しい人が——住宅開発してこれから若い人を入れ

ていこうっていう住宅地として発展していこうという水巻の方針の中でね、その基本部分はしっかり、片方で施策を打っていかないと、本当にもう都市化してしまったそんな水巻町になってしまっているのかなというね、そういう思いがございます。町長のお考えをお聞きいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

例えば、私の地元も含めてですね、やはり新しい人が入ってきて、そして子どもたちの子供会もできないとか、いろんな問題を聞いてます。4月に区の総会がありますけど、参加する人も限られてる。毎年同じ人しか出てこない。それと町としても、地域の誰が転入転出か言えないと。だから区長さんもその把握ができないとか——いろんな今スマホで利便性もなっておりますけど、やっぱり個人情報保護条例ということの中で、人の動きが分からなくなってる。だから隣に誰が住んでるかも分からない。家を建ててきたけど、その方たちにほとんど会うこともないし——。

そういう今状態ですけど広報等で、町としては今、地域づくり課も言ってますように——岡田議員が言われるのも最もだと思います。だけど、一概に今のこの情報社会の中で、個人個人のプライバシーの問題等々含めたときに、一概に町がどこまでやっていけるかということも限界があることも事実なんです。だからこれからやっぱり地味ではありますけど、やはり一つ一つですね、今地域づくり課が言うように課題を克服しながら、コミュニケーションを取っていかないと、今から吉田小学校横 120 戸、猪熊に 60 戸ですね、造成で家が張り付き、またそのほかにも随分と農地が転売されて、集合住宅と分譲住宅とどんどんと私の手元にも報告が上がってきております。

特に今、水巻は、よその町に比べれば、宅地、集合住宅、農地転用が多くなって、少なくとも 2 万 7,000 人の人口は横ばいですけど、やはり私としては、それでもやはり人口が減って行って、高齢化の町よりはやっぱり若い人も入ってきて、そして活性化と同時に、岡田議員が言われるように、ある程度町の方針等を住民の方に知らしめてコミュニケーションを取るようになっていきたい。教育長もコミュニティですね——「みんなで育てよう、水巻の子ども」、やはりそういう子どもたちを一つの共通としていろんな方がコミットしていけるというのも一つじゃないかなと思っておりますので、これから今言われたのは大きな課題だと思っておりますので、真摯に町といたしましても、できることはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

10 番（岡田選子）

その一環として、専門職としてのそのコミュニティ形成の地域社会を学んだような方々にね、専門職として、そういう人員配置をしていただけたらいいかな。もっともっと、今、水巻のこの自治会がね、もう解散するっていうところが次々増えるようなことになってしまっただけは、もうちょっと取り返しが見つからないので、早く手を、今、早いうちに、そういう専門の方とか1人配置していただけたらいいのではないかなというふうに思っております。

それとWi-Fiの問題ですけど、これは全然答弁が防災のことばかり答弁いただいたんですけど、Wi-Fiについては、もうこれは公約から外したという認識でよろしいのでしょうか。

議長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

基本的にWi-Fi整備ということに関しましては、令和4年のとおり答弁したような形で同じでございますけれども、答弁にもありますように、今ですね、近年、様々なフリーWi-Fi離れといたしまして、都心部の公共交通機関等におきましても、その危険性からWi-Fiを外しているということも出ております。

また、違う形といたしましては、第5世代の5Gと言われる新しい通信機能ですね、そういったものも今普及をしておりますので、どこまでそれが必要なのかという部分もありますので、通常時と非常時のフリーWi-Fiの危険性、それから災害時での必要性、そのセキュリティ対策というものを含めてやっておりますので、あくまで災害時、避難発生時におきましては、きちんとWi-Fiで情報収集ができる体制を確保しているというところでございます。

[「公約を外すということは」と発言する者あり。]

議長（白石雄二）

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時27分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。2番、光進会。名倉議員。

6番（名倉亮介）

6番、名倉です。光進会を代表して、一般質問をさせていただきます。

まず、特定防衛施設周辺整備調整交付金の今後の用途についてお尋ねいたします。

特定防衛施設周辺整備調整交付金について、これまで基金に積み立て、学校給食費の一部補助、中学校給食センターの運営費などの財源として活用されてきました。令和 8 年度から文部科学省による給食費無償化の補助制度が開始されることや平成 26 年の給食費一部補助開始から 12 年経つことから、特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途について、公園や交通安全対策としての道路整備にも活用できるとのことなので、今後の活用使途について町の方針をお尋ねします。

次に、小中学校体育館空調設置について。

昨年の 9 月議会で、「防衛省補助金で実施する猪熊小学校を含め、令和 10 年度までには全小中学校体育館に断熱工事を含めたエアコン設置事業を終了させたい」と答弁をされました。そこでお尋ねします。

(1) 今年度、国の補正予算でも学校体育館への空調設置促進メニューがあったと伺っております。町として国の補正予算に要望し、交付決定を受けているのかをお尋ねします。

(2) これから小中学校体育館に空調設備が整備されていく中で、災害時の避難所としての利用はもちろんですが、平常時の学校施設の開放において、学校体育館の空調設備をスポーツ少年団等の社会体育団体の利用について、どのようにお考えですか。また、空調利用における料金等の設定はどう考えていますか、という質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の今後の使途についての御質問にお答えします。

特定防衛施設周辺整備調整交付金について、公園や交通安全対策としての道路整備などにも活用できるとのことなので、今後の活用使途についてのお尋ねですが、本交付金については、本町のような基金取崩し型の活用方法のほかにも、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律及び同法施行令に規定されている交通施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設及び消防に関する施設などへの環境整備事業についても、お尋ねのとおり活用が可能になっています。

なお、本交付金は平成 23 年度から交付されており、他の国庫補助金等との併用が基本的にできないこととされています。そのため、本町では国・県の補助事業の対象になっていない、単独事業に対して基金を取り崩し、財源として活用してまいりました。

しかし、令和 8 年度から、福岡県を通じ文部科学省から、小学校給食費無償化に係る給食費負担軽減交付金が交付されることになっていますので、本交付金の今後の使途について考える必要がございました。本交付金を、どちらの方法で活用する場合でも、防衛省に事前に計画書を提出し、承認を受ける必要がございます。現状、本町は小学校給食調理業務委託や中学校給食センターの運営に係る経費の財源とするための基金取崩し事業として、令和 13 年度までの計画の承認を得ているところでございます。

なお、本交付金が交付されております、九州管内の市町の令和 6 年度の事業評価調書をみると、道路・農道の改良工事、駅の公衆トイレ新規設置、公園遊具の更新など、各市町で多種多様

な独自の活用がなされております。また、基金事業ではございますが、地域公共交通の運行に係る財源としての活用も行われているようです。

このような各市町での様々な使途、そして現在の計画の承認状況、さらに、人件費の高騰による小中学校給食調理等業務の委託費用の増加を踏まえ、令和 8 年度については、これまでどおり基金取崩し事業として、小中学校給食費の調理等業務委託、中学校給食センターの運営に係る経費の財源として活用を予定しております。しかしながら、国・県の補助事業の対象とならないような道路改良、公園整備、消防施設に関する整備や地域公共交通の維持に関する事業などについては、住民の皆さまから要望も大きく、早急に対応を要するものもあると認識をしております。

以上のことから、本交付金が本町に約 5,000 万円程度継続的に交付されている貴重な財源であること、また、活用手法が 12 年を経過していることを鑑み、現状の運用方法を基本に新たな課題への対応については、財政収支を見通したうえで、どういった活用手法が町民のためのまちづくりの停滞を招くことなく、行政として最善であるのかといった視点をもって、他の自治体での事例のような活用については、柔軟に対応してまいりたいと考えています。

最後に、小中学校体育館空調設置についての御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、今年度の国の補正予算に要望し、交付決定を受けているのかのお尋ねですが、まず、小中学校体育館への空調の新設につきましては、当初、令和 8 年度実施予定としておりました伊左座小学校、頃末小学校、水巻中学校の 3 校の事業を国の補正予算で増額された交付金の補助事業として要望しました。ほかに、吉田小学校体育館断熱事業、猪熊小学校給排水設備更新事業、両中学校へのインターホン設置事業、伊左座小学校南校舎外部改善事業についても要望を行い、全ての事業において補助事業として交付決定の内示を受けております。

これらの事業につきましては、本議会に提案させていただきました令和 7 年度補正予算第 7 号に予算計上し、審議をいただいたところです。

また、残る小中学校体育館の空調新設についても、整備計画に沿って進めていく予定でございますが、少しでも補助内容や起債借入れの条件が良い国の補正予算等が示された場合は、町の財政状況を踏まえながら計画年度を前倒しで要望を行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

2 点目のお尋ねについては、教育長に答弁していただきます。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

2 点目の、平常時の学校施設の開放において、学校体育館の空調設備をスポーツ少年団等の社会体育団体の利用と空調利用における料金等の設定はどのようにお考えですかのお尋ねですが、まず、御質問にあります学校施設の開放につきましては、平日の放課後や休日が、利用したい方々の時間帯が重なり、学校以外の体育館のみでは施設が著しく不足していることから、学校体育館を開放する社会体育利用という制度が普及しています。

本町も水巻町立学校の施設の開放に関する条例に基づき、学校体育館の社会体育利用を実施しております。令和 6 年度の学校体育館の社会体育利用につきましては、町内の全小中学校で延べ 2,869

件、4万1,160人の方々に御利用いただいております。そのうちスポーツ少年団が1,155件で全体の約40%、地域の方々が集まり定期的にスポーツ活動している定期利用団体が880件で約31%の利用となっております。

社会体育として利用している社会体育団体は、生涯スポーツを実践されており、いきいきと楽しく暮らし、心身の健康につながる活動をされている団体と認識しております。また、スポーツ少年団や定期利用団体ともに、地域の貴重なスポーツ活動の受け皿となっており、本町のスポーツ振興における大きな役割を担っていただいております。

さて、学校体育館の空調設備の利用につきましては、近年、夏に危険な暑さが続くことが多く、体育館でのスポーツ活動中の熱中症の危険性が指摘されており、安全・安心に施設を利用していただけよう、平常時の社会体育への利用についても学校教育活動と同様に利用ができるようにしていきたいと考えております。

また、利用料につきましては、空調設備が整備された学校から順次、社会体育団体が空調設備を利用できるよう、本議会で水巻町立学校の施設の開放に関する条例の一部改正を提案させていただいており、冷暖房料として1時間当たり985円の御負担をお願いしたいと考えております。この料金の根拠といたしましては、令和7年度に整備が完了する吉田小学校の定格消費電力の電気代相当額を算出し、その8割程度の料金として算定しております。

なお、空調設備の使用は利用者の希望制としておりますが、活動中の事故等のリスクをできるだけ避け、安全・安心な活動ができるよう、可能な限り御活用いただきたいと考えております。空調設備の利用により、季節にかかわらず年間を通して、多くの町民の方々がスポーツに励み、いきいきと楽しく暮らし、心身の健康につながっていただきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、廣瀬議員。

5番（廣瀬 猛）

まず、特定防衛施設周辺整備調整交付金の今後の用途についての再質問をいたします。

ただいまの答弁を受け、事業計画を変更することも可能であると認識いたしました。仮に計画を変更となった場合のスケジュール、また、具体的な事務手続についてお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

現在、調整交付金を活用させていただいております学校教育課で、再質問にお答えをさせていただきます。

調整交付金を議員の質問にございます投資的な事業、また、新たに基金取崩し事業を開始する場合、どちらにしても10年間計画として防衛局より提出が求められております。令和4年度

から令和13年度までの基金全体計画書の変更承認を受ける必要がございます。また、併せて新規事業実施の承認といった、この2つの手続が必要になっております。

スケジュールとしましては、通常であれば実施年度の前年度に承認をいただくスケジュールになっておりますので、もし仮に令和9年度から新規事業を開始するのであれば、先ほど答弁しました手続を令和8年度中に完了するといったスケジュールになってございます。

なお、参考としまして、今年度、国からの小学校給食費の支援が決定した際に、基金全体計画の変更を行いました。今回の変更は、現状の給食事業に係る軽微な変更でしたので、事前協議を含め約3か月程度、変更に時間を要しております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

今の答弁の中で、令和13年度までの10年計画の承認を受けているとのことでしたが、その内容はこういった計画内容でしょうか。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

再質問にお答えいたします。

本町の計画は、基金取崩し型事業の計画ですので、まず基金に積み立てる金額と、その年度に取り崩す対象事業とその事業費を記載した計画になっております。毎年度、基金の積立て計画額として、交付金の原資として4,000万円、基金の運用益として約30万円を、そして基金からの取崩し額の充当対象事業として、水巻町小学校給食室または中学校給食センターの維持運営に係る経費約4,000万円と見込んだ計画という形になっています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

はい、分かりました。

それでは今後ですね、この交付金の交付限度額が増減される見込みについてですが、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

再質問にお答えいたします。

調整交付金の増額見込みについて答弁するに当たりまして、まず調整交付金がどのように算定され、交付されているのかを踏まえる必要がございますので、まずその点について答弁させていただき、増額の見込みについて答弁をさせていただきます。

調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則に基づきまして、ジェット機等が離発着する飛行場や演習場等の設置、運用により周辺住民の生活に与える影響を緩和するために、施設面積や騒音区域面積、航空機離発着回数などを基準とした算定式に基づいて決定されております。現状、施設面積や騒音区域の変更があるといった話を芦屋基地からは受けておりませんので、現時点では増額の見込みはないものと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

5 番（廣瀬 猛）

それではですね、最後にただいまの答弁で計画を変更するとなった場合の手続、スケジュール感、現状の計画の内容、そして増額の見込みの可能性については理解をいたしました。町の財政状況など厳しい部分はあるかと思いますが、令和8年度の当初予算の提案理由にもございましたとおり、ふるさと納税返礼品の見直し、企業版ふるさと納税の推進といった歳入の確保に取り組まれるとのことでしたので、私たち議員としても町のPRに尽力し、自主財源の増につながるよう取り組んでいきたいと思っております。

そして現時点では調整交付金の増額の見込みがないとのことですから、今後交付金が増額されることがございましたら、交通安全のための道路整備、公園の整備だけではなく、様々な用途で活用可能ですとのことなので、安全・安心のまちづくりの推進のために必要となる事業への活用、また柔軟な対応をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

6 番（名倉亮介）

私のほうからは、小中学校の体育館についてちょっと再質問させていただきます。

今後の小中学校の空調設置に関する具体的な計画を教えてください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

再質問にお答えいたします。

令和7年度補正予算で御審議いただくようにしております、令和8年度に繰り越して事業を行う頃末小学校体育館、伊左座小学校体育館、水巻中学校体育館、令和9年度には杵小学校体育館、水巻南中学校体育館に、令和10年度に猪熊小学校体育館に、吉田小学校体育館で採用した電気式空冷ヒートポンプパッケージエアコン、個別空調方式で輻射パネルを併設したもので統一して設置する計画をしております、猪熊小学校体育館以外は文科省に計画書を提出し、猪熊小学校体育館の空調設置は防衛省へそれぞれ計画を提出しているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

名倉議員。

6 番（名倉亮介）

はい、分かりました。ありがとうございます。

学校の空調設備を学校活動と社会体育で共有することになるとは思いますが、現時点で考えられる課題や管理方法について教えてください。

議 長（白石雄二）

服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

再質問にお答えいたします。

本来、学校教育に用いることが前提の施設を平日の放課後や休日について、学校外でのスポーツ活動を行っている社会体育団体に開放していただいているということ、私たち生涯学習課も十分に認識しております。そのため、学校側から社会体育団体の利用についてできる限り不満が出ないように、運用面で配慮をしながら利用し、新たに課題が出てきた場合は、学校、学校教育課と協議し、最善策を模索していきたいと考えております。

現在、御心配しておられるであろうことは、消し忘れや無断利用などに対して、どのような対策が取られているかなどのことと思います。先日の文厚産建委員会でも少し説明させていただきましたが、対策としてはチェック表を用いることや、鍵の貸出時、返却時に消し忘れについて注意喚起を行ったりするとともに、夜10時に自動的に電源が切れるというようなタイマー設定を行うことも可能でございます。

また、空調の利用につきましては、するかしないかの希望制としておりますが、申込みをされてない団体の利用を防ぐ対応としまして、空調設備のスイッチ類は鍵のかかるボックスの中に格納しております、通常は施錠しています。体育館の入口の鍵を貸し出す際、空調設備の使用申請をした団体にも、体育館の入口の鍵と空調スイッチボックスの鍵がセットになった

ものを貸し出すことを考えております。

これから学校教育活動と共用していく中で様々な課題が出てくることと思いますけども、学校体育館の空調設備を社会体育団体が利用することは、学校も生涯学習課も初めてのことで、一つの事例として御説明させていただきました、消し忘れや無断利用以外にも新たな課題が出てくるものと思います。社会体育利用で学校教育活動に御迷惑とならないよう、利用者団体には十分説明や確認をさせていただき、お互いが気持ちよく利用できるよう対応してまいりたいと考えています。

議 長（白石雄二）

名倉議員。

6 番（名倉亮介）

はい、ありがとうございます。

質問に関してもう1つ、先日の文厚産建委員会の中で説明がありました減免について、もう少し詳しく説明をお願いします。

議 長（白石雄二）

服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

再質問にお答えいたします。

減免の制度につきましては、水巻町立学校の施設の開放に関する条例施行規則、水巻町教育委員会施設使用料減免規則、水巻町教育委員会施設使用料減免規則運用基準で定めているところでございます。

現状の規定では、スポーツ少年団や定期利用団体について施設使用料は減免できるものの、学校体育館等スポーツができる施設に空調設備がなく、空調設備を利用する想定がなかったため、冷暖房料を減免するという考えがありません。

これから町内の小中学校に整備される空調設備は、学校活動や災害時の避難所としての利用にかかわらず、夏季の猛暑時における熱中症などの対策が必要であることや先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、活動中の事故等のリスクをできるだけ避け、安心・安全に施設利用をすることを目的に整備されるのもです。

そのため空調設備をできうる限り御活用いただき、多くの町民の方々に安心してスポーツ活動を行っていただきたいと考えているため、スポーツ少年団をはじめ、町民のスポーツ活動の受け皿となっていていただいている団体、生涯スポーツの実践団体については、冷暖房料も施設使用料と同等の減免ができるように関連規則の改正を考えております。

具体的には、町内のスポーツ少年団は10割減免、ゆうあい倶楽部、水巻町体育協会加盟団体、定期利用団体は5割の減免として、議案第11号 水巻町立学校の施設の開放に関する条例の一部改正が今議会で御承認いただけましたら、速やかに関連規則を改正していきたいと考えてい

ます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

名倉議員。

6 番（名倉亮介）

はい、ありがとうございます。

利用団体の内容に関してですが、最近その小学校の体育館とかは、大人のスポーツ団体がよく利用されてるのを見るんですが、その辺の具体的などという基準で判断をしているのかっていうのをちょっと教えていただければと思います。その利用が、町内者が何人とかいうそういう決まりがあるのかどうですかね。

議 長（白石雄二）

服部課長。

生涯学習課長（服部達也）

再質問にお答えいたします。

水巻町では、文化施設も体育施設も大体同じような考え方ですけれども、町内の方が半分以上いる場合は町内料金、それ以外の場合は町外料金というふうに、全部ではないんですけれども一般的にはそういう考え方で利用していただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

名倉議員

6 番（名倉亮介）

最後に、災害時に体育館を避難所として開設する場合の対応はどういうふうな考えがありますか、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

災害が発生し、学校の体育館を避難所として開設する場合につきましては、今後、空調設備が整備をされてまいりますので、中央公民館や南部公民館と同様に避難者の方がいる場合につきましては、昼夜を問わず、空調を稼働させ、避難環境の向上に努めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員

5 番（廣瀬 猛）

私から最後に、この体育館の空調整備事業は、教育環境の向上、地域スポーツ環境の改善、また今、再質問した災害時に命を守る備えという 3 つの側面を持つと考えております。

教育環境の向上、地域スポーツ環境の改善はもちろんのこと、体育館へのまだ空調整備が始まったばかりですが、今後、体育館が避難所等として開設されたときは、ただいま答弁でもありましたように、中央公民館、南部公民館同様の避難所運営に努めていただくよう再度お願いをして、光進会の再質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で 2 番、光進会の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 56 分 散会